

第 138 回丹波市議会定例会

自 令和 6 年 12 月 5 日
至 令和 7 年 1 月 15 日

議 案 審 議 資 料

(No. 2)

【目 次】

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 発議第 1 号（丹波市議会委員会条例改正） | ・・・ 1 ～ 2 |
|-------------------------|-----------|

丹波市議会事務局

発議第 1 号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

行政組織の改編が行われることに伴い、常任委員会の所管事務について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 部の再編 (第 2 条第 2 項第 2 号)

健康部

福祉部

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市議会委員会条例 平成16年12月16日 条例第242号 最終改正 令和6年9月30日条例第37号 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第2条 議員は、次項第1号及び第2号のうちいずれかの常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は議会の同意を得て当該常任委員会の委員を辞任することができる。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1） 総務文教常任委員会 9人 ア ふるさと創造部の所管に関する事務 イ 総務部の所管に関する事務 ウ まちづくり部の所管に関する事務 エ 財務部の所管に関する事務 オ 入札検査部の所管に関する事務 カ 教育委員会の所管に関する事務 キ 議会事務局の所管に関する事務 ク 会計課の所管に関する事務 ケ 所管に関する支所の事務 コ 選挙管理委員会の所管に関する事務 サ 監査委員の所管に関する事務 シ 公平委員会の所管に関する事務 ス 固定資産評価審査委員会の所管に関する事務 セ 他の常任委員会の所管に属さない事務 （2） 民生産建常任委員会 9人 ア 生活環境部の所管に関する事務 イ <u>健康福祉部</u>の所管に関する事務 ウ 消防本部の所管に関する事務 エ 産業経済部の所管に関する事務 オ 建設部の所管に関する事務 カ 上下水道部の所管に関する事務 キ 所管に関する支所の事務 ク 農業委員会の所管に関する事務 （3） 予算決算常任委員会 17人 ア 予算に関する事項 イ 決算に関する事項 3 前項第3号に規定する予算決算常任委員会は、議長を除く議員が委員になるものとする。	○丹波市議会委員会条例 平成16年12月16日 条例第242号 最終改正 令和6年9月30日条例第37号 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第2条 議員は、次項第1号及び第2号のうちいずれかの常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は議会の同意を得て当該常任委員会の委員を辞任することができる。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1） 総務文教常任委員会 9人 ア ふるさと創造部の所管に関する事務 イ 総務部の所管に関する事務 ウ まちづくり部の所管に関する事務 エ 財務部の所管に関する事務 オ 入札検査部の所管に関する事務 カ 教育委員会の所管に関する事務 キ 議会事務局の所管に関する事務 ク 会計課の所管に関する事務 ケ 所管に関する支所の事務 コ 選挙管理委員会の所管に関する事務 サ 監査委員の所管に関する事務 シ 公平委員会の所管に関する事務 ス 固定資産評価審査委員会の所管に関する事務 セ 他の常任委員会の所管に属さない事務 （2） 民生産建常任委員会 9人 ア 生活環境部の所管に関する事務 イ <u>健康部</u>の所管に関する事務 ウ <u>福祉部</u>の所管に関する事務 エ 消防本部の所管に関する事務 オ 産業経済部の所管に関する事務 カ 建設部の所管に関する事務 キ 上下水道部の所管に関する事務 ク 所管に関する支所の事務 ク 農業委員会の所管に関する事務 （3） 予算決算常任委員会 17人 ア 予算に関する事項 イ 決算に関する事項 3 前項第3号に規定する予算決算常任委員会は、議長を除く議員が委員になるものとする。